

平成20年11月28日

各 位

会社名 西尾レントオール株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾 公志
(コード番号9699 大証第一部)
問合せ先 取締役本社 新田 一三
管理部門管掌
(TEL 06-6251-7302)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプション制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度の廃止および取締役の株式報酬型ストックオプション制度の導入を前提とする「取締役および監査役に対し退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件」並びに「取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬額および内容決定の件」についての議案を、本年12月19日開催の定時株主総会（以下、「本総会」）に諮ることを下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

I. 取締役および監査役に対し退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

1. 本総会終結の時をもって、経営改革の一環として取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止し、取締役に対して新たに株式報酬型ストックオプション制度を導入いたします。
2. 本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金については打ち切り支給することとし、本総会において承認を得た上で、各取締役および各監査役の退任時に贈呈いたします。

II. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬額および内容決定の件

1. 株式報酬型ストックオプション制度の導入目的

当社は、株価変動のメリットやリスクを株主の皆様と共有することにより、取締役の株価上昇および企業価値の向上への貢献意欲や士気を更に向上させることを目的とした株式報酬型ストックオプション制度を導入いたします。

2. 報酬等の額

当社の取締役の報酬の額は、平成元年12月26日開催の第31回定時株主総会において、年額17,000万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額は含まず）とする旨のご承認はいただいておりますが、当該報酬額は、変更しないものとし、当該報酬額とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額で800万円以内といたします。

3. 新株予約権の内容

ストックオプションとして取締役に割り当てる新株予約権の内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

125個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社の普通株式 12,500 株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は 100 株とする。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割または株式併合を行うことにより株式数の変更をすることが適切な場合には、必要と認める調整を認めるものとする。

(3) 新株予約権の割当時期および方法

割当時期および方法は取締役会の決議によるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使の目的となる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに新株予約権 1 個当たりの株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要することとする。

(7) その他新株予約権の行使の条件

上記 (5) にかかわらず、新株予約権者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日以内に新株予約権を行使することができるものとする。

その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上